

◎新潟県訓令第21号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年11月25日から実施する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|--|
| 別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） | | 別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略） | |
| 建築住宅課 | | 建築住宅課 | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| （略） | (1)～(10)（略） <u>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第12条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。次号から第12号の4までにおいて同じ。）。</u> <u>(12) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u> <u>(12)の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第2項</u> | （略） | (1)～(10)（略） <u>(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u> |

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| <p>(略)</p> | <p><u>の規定により、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p><u>(12)の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第1項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p><u>(12)の4 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p>(13)～(45) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(12) <u>削除</u></p> <p>(13)～(45) (略)</p> |
|------------|--|------------|--|